

2026年 5月吉日

株式会社守谷商会
機械 10 部第 5 課

優遇税制についてのご案内

いつもお世話になっております。

弊社が販売をしております RIEGL 社レーザースキャナ新製品は、「中小企業等 経営強化法」による優遇税制の適用を受けられる製品です。

製品をご購入して頂いたお客様は「中小企業等 経営強化法」により下記の優遇措置が受けられます。

- ・即時償却または税額控除（7%または 10%）

優遇税制の詳細については、下記の中小企業庁のホームページに掲載されている「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」（下記リンク）をご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

適用製品についてはその都度お問い合わせください。

また、その他本件についての不明な点等がございましたら、下記の間合せ先まで遠慮なくお問い合わせください。

（本件間合せ先）

〒103-8680 東京都中央区八重洲 1-4-22

株式会社守谷商会（もりたにしょうかい）

機械 10 部 5 課

小山、近藤

TEL：03-3278-6980(小山)、03-3278-6027(近藤)

FAX：03-3278-6388

Mail：oyama.haruki@moritani.co.jp(小山) kondou.ryosei@moritani.co.jp(近藤)